

【利用者負担額（保育料）について】

(2) 2号・3号認定 利用者負担額（保育料）階層表

(ア) 一般世帯

階層	定義	一般世帯												備考
		保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業									家庭保育所			
		3号認定			2号認定			2号認定			3号認定			
		0歳児～2歳児			3歳児			4歳児～5歳児			0歳児～1歳児			
第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降			
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	市民税非課税 (所得割非課税世帯を含む)	3,000 (3,000)	0	0	3,000 (3,000)	0	0	3,000 (3,000)	0	0	2,300 (2,300)	0	0	注意⑤を参照
3	市民税・所得割額 48,600円未満	10,700 (10,600)	5,400 (5,300)	0	9,100 (9,000)	4,600 (4,500)	0	9,100 (9,000)	4,600 (4,500)	0	8,100 (8,000)	4,100 (4,000)	0	注意⑤を参照
4	市民税・所得割額 97,000円未満	19,400 (19,100)	9,700 (9,600)	0	18,400 (18,100)	9,200 (9,100)	0	18,000 (17,700)	9,000 (8,900)	0	14,600 (14,400)	7,300 (7,200)	0	注意④⑤を参照
5	市民税・所得割額 169,000円未満	34,000 (33,500)	17,000 (16,800)	0	33,700 (33,200)	16,900 (16,600)	0	30,300 (29,800)	15,200 (14,900)	0	25,500 (25,200)	12,800 (12,600)	0	注意④を参照
6	市民税・所得割額 301,000円未満	45,900 (45,200)	23,000 (22,600)	0	37,000 (36,400)	18,500 (18,200)	0	32,000 (31,500)	16,000 (15,800)	0	34,500 (33,900)	17,300 (17,000)	0	注意④を参照
7	市民税・所得割額 397,000円未満	57,700 (56,800)	28,900 (28,400)	0	37,000 (36,400)	18,500 (18,200)	0	32,000 (31,500)	16,000 (15,800)	0	43,300 (42,800)	21,700 (21,300)	0	注意④を参照
8	市民税・所得割額 397,000円以上	78,000 (76,700)	39,000 (38,400)	0	37,000 (36,400)	18,500 (18,200)	0	32,000 (31,500)	16,000 (15,800)	0	58,500 (57,600)	29,300 (28,800)	0	注意④を参照

(イ) ひとり親家世帯・在宅障害児（者）世帯

階層	定義	ひとり親世帯・在宅障害児（者）世帯												
		保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業									家庭保育所			
		3号認定			2号認定			2号認定			3号認定			
		0歳児～2歳児			3歳児			4歳児～5歳児			0歳児～1歳児			
第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降			
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	市民税非課税 (所得割非課税世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	市民税・所得割額 48,600円未満	3,000 (3,000)	0	0	3,000 (3,000)	0	0	3,000 (3,000)	0	0	2,300 (2,300)	0	0	0
4A	市民税・所得割額 77,101円未満	3,000 (3,000)	0	0	3,000 (3,000)	0	0	3,000 (3,000)	0	0	2,300 (2,300)	0	0	0
4B	市民税・所得割額 97,000円未満	9,700 (9,600)	0	0	9,200 (9,100)	0	0	9,000 (8,900)	0	0	7,300 (7,200)	0	0	0
5	市民税・所得割額 169,000円未満	17,000 (16,800)	0	0	16,900 (16,600)	0	0	15,200 (14,900)	0	0	12,800 (12,600)	0	0	0
6	市民税・所得割額 301,000円未満	23,000 (22,600)	0	0	18,500 (18,200)	0	0	16,000 (15,800)	0	0	17,300 (17,000)	0	0	0
7	市民税・所得割額 397,000円未満	28,900 (28,400)	0	0	18,500 (18,200)	0	0	16,000 (15,800)	0	0	21,700 (21,300)	0	0	0
8	市民税・所得割額 397,000円以上	39,000 (38,400)	0	0	18,500 (18,200)	0	0	16,000 (15,800)	0	0	29,300 (28,800)	0	0	0

【注意】

- ① 保育料は、保育標準時間を記載しています。下段の（ ）は保育短時間を記載しています。
- ② 上記所得階層区分は、4月分から8月分までは前年度の市民税による区分、9月分から翌年3月分までは当年度の市民税による区分となります。
- ③ 市町村市民税の所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- ④ 一般世帯で、市民税所得割課税額が57,700円以上の世帯で、小学校就学前のお子さんが2人以上いる場合は、年齢の高い児童の順に2人目は、第1子の半額（100円未満切上げ、以下同じ。上記表の第2子の額。）となり、3人目以降は、無償（上記表の第3子以降の額）となります。ただし、生計が同一の小学生以上の兄・姉がおり、兄・姉から数えて第3子以降で、前述の要件に当てはまらずに保育料の軽減を受けられない場合には、第1子の半額（上記表の第2子の額。）となります。
- ⑤ 一般世帯で、市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、生計が同一の子どもが2人以上いる場合は、年齢の高い児童の順に2人目は、第1子の半額（上記表の第2子の額）となり、3人目以降は、無償（上記表の第3子以降の額）となります。
- ⑥ 3歳以上児については、上記金額以外に主食給食費として月1,000円が必要です。
- ⑦ 認定保育時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育料が別途必要になります。ただし、第1階層、第2階層及び多子軽減措置により保育料無料の適用を受けている児童は無料となります。